

○うるま市女性防火クラブ会則

平成26年5月28日制定

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「うるま市女性防火クラブ」と称し、事務局をうるま市消防本部予防課予防係に置く。

(組織)

第2条 この会は、うるま市内に在住し、趣旨に賛同して入会を希望する成人女性をもって組織する。

2 前項の組織の構成は、うるま市内の行政区、又は具志川地区、石川地区及び与勝地区の区域として支部を置くことができる。

(目的)

第3条 この会は、家庭における火災予防の普及徹底を図り、併せて地域の自主防火・防災体制の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家庭及び地域における防火思想の普及高揚に関すること。
- (2) 火気使用器具の適切な取り扱い及び初期消火技術の習得に関すること。
- (3) 応急手当の習得に関すること
- (4) その他目的達成のため必要と認める事項
- (5) その他目的達成のため必要と認める事項

(入会)

第5条 この会に入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)を提出し、クラブの会長の承認を得るものとする。

2 前項により入会が認められたとき(以下「クラブ員」という。)には、うるま市女性防火クラブ会員証(様式第2号)を交付する。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 支部長 若干名
- (4) 相談役 2名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長は、クラブ支部長会で選出し、うるま市幼年少年女性防火委員会総会において承認する。

2 支部長は、各支部において選出し、会長が任命する。

(役員職務)

第8条 第5条に掲げる役員の仕事は、次の通りとする。

- 2 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 支部長は、各支部を掌握し、支部長への連絡にあたる。

5 相談役は、この会の会議に参加して助言をすることが出来る。なお、相談役には会長経験者から会長の委嘱により、支部長に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。欠員補充による任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、支部長及び臨時支部長会とする。

(1) 支部長会は、毎年度4月と11月に計2回開催する。

(2) 臨時支部長会は、会長が必要と認めたときに開催することができるものとする。

2 会議は、全て会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事。

(2) 事業の推進及びクラブの運営に関する事。

(3) 会則の改廃に関する事。

(4) その他クラブ運営に関する事。

3 会議の議長は、会長があたる。

(会議の成立及び議決)

第11条 会議は、その構成員過半数の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

3 諸般の事情により会議を開催することが困難な場合は、会長と副会長の合議によって、会長が決定することができる。

(経費)

第12条 クラブに必要な経費は、うるま市幼年少年女性防火委員会の予算をもって充てる。

(費用弁償)

第13条 女性防火クラブ員として各種会議等に参加したときは、費用弁償として旅費を支給する。旅費の額については、次のとおりとする。

(1) 1時間以上3時間未満 1,000円

(2) 3時間以上 2,000円

(3) 県内外旅費 うるま市職員の旅費に関する条例(平成17年4月1日条例第41号)を準用する。

(退会)

第14条 クラブ員がうるま市内に住所を有しなくなった場合、又は都合により退会届(様式第3号)を会長に提出したときは、会長の承認後に退会することができる。

2 次に掲げるいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 本クラブの名誉を著しく傷つけ会則に反する重大な行為のあったクラブ員は、会議の決定により退会させる事ができる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会の執行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成17年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日) (平成26年5月28日全部改正)

1 この会則は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の日の前日までに、なされた会議及び活動は、それぞれこの会則の相当規定によりなされたものとみなす。なお、会員証については、この会則の施行後に入会順に交付するものとする。

附 則

この会則は、令和5年7月1日から施行する。

うるま市女性防火クラブ入会申込書

うるま市女性防火クラブ会長 様

私は、趣旨に賛同し、うるま市女性防火クラブに入会したいので、下記のとおり申込みます。

記

(フリガナ)

1 入会者氏名 _____

*地域単位のグループで申込みの場合は代表者名

2 生 年 月 日 _____ 年 月 日 (年齢 才)

〒 _____

3 住 所 _____
うるま市

*連絡先 (TEL) _____

○グループで申込みの場合は、下記の欄に代表者以外のメンバーを記入して下さい。

No.	氏 名	住 所	連絡先 (TEL)
1			
2			
3			
4			
5			


上記の者の入会を承認してくださいますよう宜しくお願いします。

支部長 _____ (印)


女防会長	事務局長	書記会計

様式第2号（第5条関係）

（表）

	年 月 日交付
	うるま市女性防火クラブ 会員証
	支部
会員番号 No. 000	
消 防 花 子	会長印
うるま市女性防火クラブ会長	

（裏）

活動内容	
（目的）	
第3条 この会は、家庭における火災予防の普及徹底を図り、併せて地域の自主防災体制の確立に寄与することを目的とする。	
（事業）	
第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。	
（1） 家庭及び地域における防火思想の普及高揚に関すること。	
（2） 火気使用器具の適切な取り扱い及び初期消火技術の習得に関すること。	
（3） 応急手当の習得に関すること	
（4） 高齢者等災害弱者の把握と防火指導	
（5） その他目的達成のため必要と認める事項	
	

「備考」

- （1） 会員証（表）の消防マーク、（裏）の市マーク及び図柄、色等については、上記図案のとおりとする。
- （2） サイズは、概ね免許証サイズとする。
- （3） 文字の色及びフォントは、すべて丸ゴシック体とする。
- （4） 会員番号は、順に追加するものとする。

退会届書

うるま市女性防火クラブ 会長 様

下記の都合により、うるま市女性防火クラブを退会したいので、下記のとおり申
みます。

記

退会理由 _____

平成 年 月 日

(フリガナ)

氏 名 _____

女防会長	事務局長	書記会計